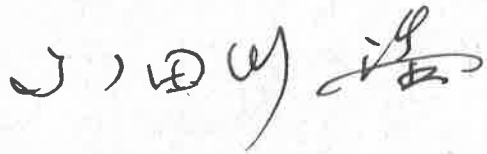


つくばみらい市規則第 6 号

つくばみらい市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 14 日

つくばみらい市長



つくばみらい市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

つくばみらい市国民健康保険条例施行規則（平成 18 年つくばみらい市規則第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 号中「第 2 条、第 3 条及び第 8 条から第 13 条まで」を「第 2 条から第 4 条及び第 8 条から第 13 条まで」に改める。

第 14 条ただし書中「第 6 条第 6 号及び第 8 号」を「第 6 条第 8 号」に改める。

第 24 条の見出し中「認定申請」を「認定証交付申請」に改め、同条第 1 項中「第 26 条の 3 第 1 項」を「第 26 条の 3 第 2 項」に改め、同条第 2 項中「食事療養標準負担額の減額の認定を行ったときは」を「前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは」に改める。

第 25 条の 2 の見出し中「認定申請」を「認定証交付申請」に改め、同条第 1 項中「第 27 条の 14 の 2 第 1 項及び第 27 条の 14 の 4 第 1 項」を「第 27 条の 14 の 2 第 2 項及び第 27 条の 14 の 4 第 2 項」に改め、同条第 2 項中「限度額適用の認定を行ったときは」を「前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「第 27 条の 14 の 2 第 6 項及び第 27 条の 14 の 4 第 4 項」を「第 27 条の 14 の 2 第 5 項及び第 27 条の 14 の 4 第 4 項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（限度額適用認定証の更新及び検認）

第 25 条の 3 限度額適用認定証の更新時期は、毎年 8 月 1 日とする。

2 第 15 条（第 1 項、第 2 項及び第 4 項を除く。）、第 16 条及び第 17 条の規定は、限度額適用認定証の更新及び検認について準用する。

第 26 条の見出し中「認定申請」を「認定証交付申請」に改め、同条第 1 項中「第 27 条の 14 の 5 第 1 項」を「第 27 条の 14 の 5 第 2 項」に改め、同条第 2 項中「限度額適用・標準負担額の減額の認定を行ったときは」を「前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは」に改める。

第 38 条の見出し中「高額療養費」を「月間の高額療養費」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 市長は、世帯主が既に前項の申請書を提出しているときは、これを省略することができる。ただし、国民健康保険税を滞納している場合は、この限りでない。

第38条第4項ただし書中「70歳以上高額受給世帯主である場合は、この限りではない。」を「第2項に規定する世帯主の場合は、この限りでない。」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(年間の高額療養費の支給手続)

第38条の2 法施行規則第27条の17の2第1項及び第27条の17の3第1項の規定による申請書は、様式第28号の2によるものとする。

2 前条第2項の規定は、第1項の申請について準用する。

3 市長は、年間の高額療養費の支給又は不支給の決定をしたときは、速やかに様式第28号の3の通知書を当該世帯主に交付しなければならない。

4 法施行規則第27条の17の3第3項の規定による証明書は、様式第28号の4によるものとする。

第39条第1項中「様式第28号の2」を「様式第28号の5」に改め、同条第2項中「様式第28号の3」を「様式第28号の6」に改め、同条第3項中「様式第28号の4」を「様式第28号の7」に改める。

第40条第1項中「様式第28号の5」を「様式第28号の8」に改める。

第41条の見出し中「特別給付」を「特別療養給付」に改める。

様式第1号、様式第4号、様式第7号、様式第9号、様式第10号、様式第12号、様式第12号の4から様式第13号まで、様式第14号、様式第15号、様式第19号の(1)から様式第21号の(2)まで、様式第24号から様式第25号まで及び様式第28号から様式第28号の5までを次のように改める。